

当面講ずべき施策

別添2

取り組むべき課題	施策	行：事：利	【2021年取り組み内容】	【2021年取り組み結果】	
1. 「新たな日常」における安全・安心な輸送サービスの実現					
(1)新型コロナウイルス感染症拡大に伴う運送労働環境の変化と附帯作業の増加への対応	【関東運輸局・NASVA】				
	○運輸安全マネジメント評価を通じ、感染症に係る事業者の取組を確認し必要に応じて助言等を実施	○		○地方局評価の実施時に以下の点について重点的に確認する。(関東運輸局) ・各事業者団体が策定する「感染症対策ガイドライン」に基づいた対策が実施されているか ・旅客運送事業者については利用者が安心して利用できる工夫がなされているか	
	○非接触型事業運用及び業務効率化に向け、IoT等を活用した、より先進的な輸送効率化や運行管理の取組について調査・実証を実施	○			
	○高度な点呼機器の活用によるIT点呼(遠隔点呼)の対象拡大を検討	○		○社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術の進展が進んでいるところ。今後これらの技術が運行管理等に活用することが考えられるため、必要に応じて実証実験等に参画していく。(関東運輸局)	
	○自動点呼の実現に向けた点呼支援機器に係る認定制度の策定を検討	○			
	○バス・タクシーの車内換気の安全性を周知	○	○	○令和2年度に、バス・タクシーの経営環境の現状と地域公共交通の維持には利用促進が不可欠であること、利用にあたって車内換気の安全性を含めて利用者に向けたプレスリリースを3回実施。令和3年度においても引き続き車内換気の安全性と併せた周知を実施する。(関東運輸局)	
	○適性診断のオンラインカウンセリングの実施による感染症拡大防止対策の推進	○		○適性診断のオンラインカウンセリングを検討し、感染症拡大防止対策の推進を図る。(NASVA)	
	○指導講習のリモート方式の実施による感染症拡大防止対策の推進	○		○指導講習の動画配信方式を実施し、感染症拡大防止対策を推進する。(NASVA)	
	【バス業界】				
	○「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」、「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」の周知徹底	○	○	○「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」、「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」に基づき、消毒等の感染予防対策を徹底する。 ○「バスにおける新型コロナウイルス感染予防ガイドライン」(ハンドブック)を活用し、感染予防対策を徹底する。	
	○車内の座席、つり革、手すり等の消毒の徹底	○		○事業用自動車内の座席やつり革、手すり、防護スクリーン、タブレット等、乗務員や不特定多数が頻繁に触れる箇所について消毒を徹底する。	
	○マスクの着用、時差出勤、車内換気の周知の徹底	○		○乗務員は運転中はマスクの着用を徹底し、常時、車内の換気を行う。	
	○対面による運転者への点呼時における「三つの密」を避けるための取組の徹底	○		○対面により運転者に対して点呼を行う際は、適切な距離を保ち、点呼時は、運行管理者と運転者の間にアクリル板や透明ビニール等を設置し換気を徹底することにより「三密」を避ける取組を行う。	
	○運行管理者等に対し、マスク着用や、点呼前後の手洗い等の基本的な感染予防対策を講じるよう徹底	○			
○旅客に対し、乗車時のマスクの着用及び手洗いの励行等感染防止対策を徹底すること、時差出勤の推奨、会話を控えること等呼びかけるよう周知	○	○	○バス車内に可能な限り手指消毒液を装備し、お客様が乗車する際に手指消毒をお願いする。また、時差出勤の推奨、会話を控えること等の呼びかけを周知徹底する。		
○高度な点呼機器の活用によるIT点呼(遠隔点呼)の導入を推奨	○		○高度な点呼機器の活用によるIT点呼(遠隔点呼)の導入を推奨する。		
○換気改善装置の導入促進及びバスを安心して利用して頂く車内換気等の啓発	○	○	○エアコンによる外気導入や窓開け等の車内換気を行うとともに、車内換気を行っていることを表示する等により、乗客が安心して利用することができるように配慮する。 乗客の降車後に、窓を開けて換気する等の車内換気に努める。		

【タクシー業界】		
○エッセンシャルワーカーとして、公共交通を維持するため「タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の周知徹底	○ ○	○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」等を踏まえて、全タク連作成のガイドラインなど関連資料について、昨年に引き続き各社へ周知徹底を図るとともに感染状況の変動に左右されることなく、注意喚起していく。(法人タクシー) ○「個人タクシー事業者における新型コロナウイルス感染予防ガイドライン」の周知徹底を図る。(個人タクシー)
○マスクや手袋の着用、車内換気の周知の徹底	○	○「タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」等を踏まえて、各社乗務員教育の中で感染症対策を徹底するとともに、空車時もマスク着用について引き続き周知を徹底する。(法人タクシー) ○運行中のマスク着用、エアコン等による外気導入や乗客の意向を確認したうえで窓開け等の換気の徹底を周知する。(個人タクシー)
○乗客降車後の車内消毒の徹底	○	○「タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」等を踏まえて、各社乗務員教育の中で感染症対策を徹底するとともに、液体の消毒液が配線に悪影響を与えるとのメーカーからの注意喚起も含め、清潔な車内の維持管理を周知していく。(法人タクシー) ○車内の座席、窓、ドアノブ、手すり、防護スクリーンなど、乗客が頻繁に触れる箇所については、特にこまめな消毒を行うなど、車内清掃の徹底に努める。(個人タクシー)
○対面による運転者への点呼時における「三つの密」を避けるための取組の徹底	○	○「タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」等を踏まえて、改めて「3密」を避けることに取り組み重要性を徹底するとともに、前後左右の距離・間隔を保持するほか、アクリル板等の設置を励行し、「三密」防止を徹底する。(法人タクシー)
○運行管理者等に対し、マスク着用や、点呼前後の手洗い等の基本的な感染予防対策を講じるよう徹底	○	○「タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」等を踏まえて、運行管理者、事務職員等、乗務員以外の職員に対し、自身及び事業所内の感染防止に細心の注意を払うよう指導を継続する。(法人タクシー)
○旅客に対し、乗車時のマスクの着用及び可能な限り助手席への乗車を避けることなどを要請するステッカーを貼付等し周知	○ ○	○各協会において、利用者向けに車内貼付するステッカーの作成や、プレスリリース等により、周知に努めるとともに、乗客に対する利用時の留意事項を乗り場での文書掲示、車体へのステッカーの貼付、ホームページへの掲載により、広く広報する。(法人タクシー) ○乗車時のマスク着用、会話は控えめ、可能な限り後部座席への乗車、窓開け換気について口頭要請又はステッカー貼付等により、乗客に対し感染拡大防止の理解と協力を求める。(個人タクシー)
【トラック業界】		
○「トラックにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」に基づき、荷物の受け渡し、荷役等におけるマスクや手袋着用、及び荷積み前や荷卸し後の車内及び資器材の消毒の周知徹底	○ ○	○HPIに新型コロナウイルスに係る情報特設コーナーの設置や協会機関紙により周知徹底を図る。
○トラック運送事業における取引環境・労働時間改善協議会での検討などにより、物流の効率化に向けた生産性の向上、労働時間の改善を推進(具体例：納品書の電子化(ペーパーレス)、宅配便荷物の宅配ボックスの活用や置き配など、新しい生活様式に順応した配送業務の効率化)	○ ○	○ムリ、ムダ、ムラを排除するため、生産性向上に主眼を置いた配車管理システム等の導入に向けたDXについて取り組む。

(2) 人手不足の深刻化への対応、働き方改革の推進			【関東運輸局】
	○「自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画」に盛り込まれた施策の推進	○	○【バス、タクシー】労働生産性の向上、多様な人材の確保・育成に資する、「自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画」における88の施策について、「直ちに取り組む施策」とされた施策と併せて、その他の施策についても実施可能な施策を随時推進する。 ○【トラック】「ホワイト物流」の推進、「働きやすい職場認証制度」、「標準的な運賃」を通じて、労働生産性の向上、人材の確保育成、取引環境の適正化に繋がるよう取組を推進する。
	○「ホワイト物流」推進運動の展開	○	○運送事業者や荷主等で構成される地方協議会の場を活用し、取引環境と長時間労働の改善に向けた品目別ガイドラインの活用や「ホワイト物流」の推進により、生産性の向上・物流の効率化を図る。
	○自動車運送事業のための「働きやすい職場認証制度」の推進	○	○【バス、タクシー】令和2年に創設された「働きやすい職場認証制度」の事業者の認証取得を促進する。 ○【バス】イベントの場を活用し、認証取得事業者と求職者のマッチング支援等を実施する。 ○【バス、タクシー、トラック】令和2年度の働きやすい職場認証制度の申請で「1つ星」を取得した運送事業者が、求職者の運送事業に対するイメージ刷新を図り、運転者への就職を促すようにすることで、次年度以降も新たな申請者が増加する取組となるよう地方協議会等の場も活用しながら推進する。
	○標準的な運賃の浸透など改正貨物自動車運送事業法の取組の推進	○	○荷主団体・荷主企業に対する周知・啓発、各種会議や行事等においての周知・啓発を行う。また、定期的に届出の状況を把握する。
			【バス業界】
	○「就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース事業」（厚生労働省委託事業）を活用し、バス会社への就職を支援（令和4年度まで）	○	○「就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース事業」のバス事業者の活用について、日本バス協会との連携を密にして、所要の情報提供、連絡調整に努める。
	○「バス事業における働き方改革の実現に向けたアクションプラン」の推進	○	○時間外労働時間の基準の達成に向けて、先進的な取組事例に係る情報収集及び提供等に努める。
	○運行管理業務の受委託や短期出向を受け入れ等での労働力の確保	○	○コロナ禍により、多くの業種で雇用の流動化が起きており、これを人材確保の好機と捉え「在籍型出向支援制度」の活用等、所要の情報収集、提供に努める。
			【タクシー業界】
	○「タクシー事業における働き方改革の実現に向けたアクションプラン」の推進	○	○各協会において、全タク連作成の「タクシー事業における働き方改革の実現に向けたアクションプラン」に基づき、プランの目標達成や関係法律施行に適切に対応していくため、各社へ情報提供と協力依頼を引き続き継続するとともに厚労省と連携し、通達・事務連絡・資料等を発出し、事業者へ周知する。（法人タクシー）
	○「働きやすい職場認証制度」の推進による、より働きやすい労働環境の実現、安定的な人材の確保	○	○タクシー業界における「働きやすい職場認証制度」の本制度を理解を深めるため、会員へ向けてアンケート、Q&Aの作成や説明会を実施し、制度の周知を図るとともに、前年に会員の半数が認証されたことから、事業者に対して認証制度のメリットを理解させたうえ、引き続き申請していない会員に働きかけ、全会員の認証を目指す。その他、ハローワークとの連携や、求人ポータルサイトの立ち上げなどにより、人材確保に向けた取組を推進する。（法人タクシー）
○「就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース事業」（厚労省委託事業）を受託し、タクシー会社への就職を支援（令和4年度まで）	○	○各協会において当該事業による資格取得者を就職説明会等へ各社への本事業内容の周知、ハローワーク求人票の登録や職場見学会等を実施し、引き続き事業の周知を図るとともに、事業者へ補助金制度を理解させ、これを有効活用させるとともに、個々の職場においてタクシー乗務員の魅力を習得希望者に伝え、資格取得後も就労するよう努力する。（法人タクシー）	
○「ハイヤー・タクシー業高齢者の活躍に向けたガイドライン」に沿った高齢者の活用推進	○	○「ハイヤー・タクシー業高齢者の活躍に向けたガイドライン」の趣旨に沿った高齢労働者の活用について、各社へ理解を深めてもらうよう引き続き周知を図るとともに、就業を継続する高齢者に対しては、引き続き、運転技能の見極めと健康状態の確認をしっかりと行い、雇用の維持を図る。（法人タクシー）	
		【トラック業界】	
○就職氷河期世代向けの「短期資格等習得コース事業」を展開するほか、トラック運送事業の輸送力確保のため、人材確保セミナー（若年・女性運転者・高齢者確保）の全国展開や、インターンシップ受け入れ企業の登録サイトの充実を図るとともに、インターンシップ導入促進支援事業、人材確保支援助成事業、準中型免許取得助成事業を実施	○	○東京都しごと財団が実施する人材確保支援事業を積極的に活用し、運転免許取得事業を行うとともに、トラック協会においても助成を実施する。	
○「取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」等を活用し、荷主の協力も得て働き方改革を推進するとともに、標準貨物自動車運送約款（国土交通省告示）により、運送の対価としての「運賃」及び運送以外の役務等の対価としての「料金」を適正に収受できる環境を整備	○	○セミナーを開催し、標準貨物自動車運送約款、「標準的な運賃」や荷主に対する交渉術を学ぶ環境を整備する。	

(3) 激甚化・頻発化する災害への対応	【関東運輸局】	
	○運輸安全マネジメント評価の一環として、事業者の自然災害への取組に対する評価・助言等を行い、事業者の自然災害対応能力（防災＋事業継続）の向上を促進	○地方局評価の実施時に「運輸防災マネジメント指針」に則り以下の点について対策がなされているか確認する。 I. 自然災害の種類と程度の想定（リスク評価） II. 経営トップによる判断 III. 1 平時の備え（PLAN） III. 2 平時の備え（DO） IV. 「顔の見える関係」の構築 V. マネジメントレビュー（CHECK、ACT）
	○事業者の防災力を高め、発災時においても業務を継続し、円滑にヒト・モノの輸送を実施できる体制の構築	○運輸防災ワークショップを開催し体制の構築をはかる。
	○台風・大雪等の異常気象時における輸送の目安の周知等、安全性向上を促進	○運輸防災マネジメントの運輸事業者への普及啓発を強化するため運輸防災ワークショップと連携したセミナー開催を予定している。
○ガイドラインセミナーにおける「運輸防災マネジメント指針」の紹介	○運輸防災マネジメントの運輸事業者への普及啓発を強化するため運輸防災ワークショップと連携したセミナー開催を予定している。	
【バス業界】		
○「運輸防災マネジメント指針」の周知、及び同指針の活用による事業者の自然災害への状況に応じた対応力の向上及び輸送の安全確保を図る取組みの推進	○「大規模災害基本対応マニュアル」「大地震発生時の初動マニュアル」の周知に努める。関東防災連絡会の大規模洪水想定に基づく情報共有訓練、内閣府に設置された「首都圏における大規模水害広域避難検討会」の対応を通じ、水害対策を展開する。	
【タクシー業界】		
○「運輸防災マネジメント指針」の周知、及び同指針の活用による事業者の自然災害への状況に応じた対応力の向上及び輸送の安全確保を図る取組みの推進	○「運輸防災マネジメント指針」の周知徹底及び関係自治体との災害協定等の締結の推進するとともに、震災発生時の交通規制、復旧・救助作業等へのタクシー業界の関与を周知する。特に、風水害発生時の運行継続の可否に関する統一した基準を確立し、ゲリラ豪雨に遭遇した際の個々の乗務員の判断による避難基準、車内からの脱出方法等の要領を定めて各社へ周知する。（法人タクシー） ○各団体において、地方自治体・警察と災害時緊急輸送業務等の協定を行い、地方自治体等からの要請に応じて、災害時等に円滑な緊急輸送に協力する。（個人タクシー）	
【トラック業界】		
○「運輸防災マネジメント指針」の周知を図り、各事業者の自然災害対応への取組み（防災と事業継続）を促進することにより防災体制の構築と実践を推進	○「運輸防災マネジメント指針」に係るセミナーを開催し、積極的な周知促進を図る。	
○大規模災害発生時等における支援物資拠点での物流管理を担う「災害物流専門家」に関し、全ト協で策定した育成プログラムに基づく災害物流専門家研修を全国展開するほか、災害対策基本法に基づく指定公共機関として、緊急物資輸送体制の確保による被災地支援・復旧・復興に取り組む	○災害物流専門家研修の積極的な受講を促す。	

(4)オリパラ、万博開催等に伴う人流、物流の変化への対応			【関東運輸局】		
	○「2020TDM推進プロジェクト」として、大会開催時の交通量の抑制や分散、平準化を行う「交通需要マネジメント（TDM）」を推進	○		○政府主催の輸送円滑化推進会議及び組織委員会・東京都主催の輸送連絡調整会議の委員として参画しており、所管業界に対し「2020TDM推進プロジェクト」への協力の呼びかけを行うなど、交通需要低減に向けた対応に協力しているところ。 具体的な取組みとして、東京都においては、大会輸送影響度マップをもとに、セミナーや個別相談会の開催等のきめ細かい情報提供を行い、大会に向けたアクションプランの作成を促す等、様々な取組みを行っている。特に物流対策については、令和2年2月に東京臨海部を中心に事業活動を行う物流事業者等を対象とした「2020年オリンピック・パラリンピック競技大会 輸送対策説明会」を開催し、東京都オリンピック・パラリンピック準備局及び東京都港湾局より輸送対策やコンテナターミナルのゲートオープン時間の拡大、ストックヤードの増設等について説明があった後、交通規制の内容や、荷主及び一般利用者に向けた広報等について活発な意見交換が行われた。 今夏の大会本番に向けて、引き続き、東京都や組織委員会、関係業界等と密に連携しつつ、必要な取組を進めていく。	
	○バス等を使用したテロについて、バス事業者等による不審者の発見・不審物の検知を早期に行う等、未然防止を図るための対策の徹底	○		○オリパラ開催と同時期に、夏季の輸送安全総点検の実施を計画しており、重点項目として留意させることを予定している。また、神奈川県内の「テロ災害対策神奈川協力会」へ会員として参加しており、テロ等の対処について官民連携して対応をしている。	
				【バス業界】	
	○「訪日外国人向けバスサービス向上アクションプラン」に従ったハード、ソフト両面での取組み推進	○		○訪日外国人向けバスサービス向上アクションプランに従ったハード、ソフト両面での取組みを推進する。	
○バスジャック訓練等実施しテロ対策の徹底	○		○「バスジャック統一対応マニュアル」に基づくバスジャック対策、テロ対策東京パートナーシップへの参画によるテロ対策に努めるとともに、警察と連携した各種訓練を推進する。		
			【タクシー業界】		
○「訪日外国人向けタクシーサービス向上アクションプラン」に従ったハード、ソフト両面での取組み推進	○		○「訪日外国人向けタクシーサービス向上アクションプラン」に基づく、積極的な取組みの推進するとともに、多言語対応タブレットの導入や、スマホアプリの更なる活用に向けて、行政の補助金制度や関連情報を引き続き各社へ周知する。都内の交通規制に細心の注意を払い、円滑な運行に努めるほか、タクシーセンター等の外国語検定の積極的な受検を奨励し、万全の「おもてなし」による受け入れ態勢を確立する。（法人タクシー） ○多言語アプリ導入や電話通訳サポート等を活用した多言語対応により、訪日外国人の利便性向上を図る。（個人タクシー）		
			【トラック業界】		
○東京2021大会等の円滑な大会運営・輸送の実現と、経済活動の維持との両立を図るため、交通量の抑制や分散・平準化を行う「交通需要マネジメント（TDM）」の取組みを推進（具体例：夏季休暇制度やテレワーク・時差出勤制度の導入のほか、物流に関しては、配送の時間変更やルート変更など）	○		○東京2020大会については、全ト協とも連携し、協会HPや協会機関紙等によりTDMの取組を周知・推進する。		

取り組むべき課題	施策	行事利	【2021年取り組み内容】	【2021年取り組み結果】
2. 抜本的対策による飲酒運転、迷惑運転等悪質な法令違反の根絶				
(1) 飲酒運転事故件数の近年の下げ止まりへの対応				
【関東運輸局・NASVA】				
○点呼の正しいタイミングの周知や、アルコール検知器の要件追加による、点呼時のアルコールチェックの強化	○		○各種講習会や交通安全期間等において、適正な点呼の実施について周知を図り、正しいアルコール検知器の使用について周知徹底を図る。また飲酒傾向の自覚を促す指導について周知を図る。	
○運転者に対する、自身の飲酒傾向の自覚を促す指導監督の推進	○			
○初任運転者に対する、飲酒傾向の確認や重点的なアルコールチェックによる、飲酒運転の習慣化の防止	○			
○事業者の優良取組事例やアルコール依存症に係る周知	○			
○飲酒運転の実態把握に向けた事故報告規則における報告項目の追加	○		○本省自動車局で検討事項となっているため、改正があり次第通達の発出や各種講習会等で周知徹底を図る。	
○運行管理者講習等で飲酒運転撲滅の周知・徹底	○		○飲酒運転等による事故事例を定期的に公表し、各運送事業者における事故防止の取組への活用及び安全意識の醸成を図る。(関東運輸局) ○各種講習会等において、飲酒運転の危険性を周知するとともに、アルコールに関する基礎知識や飲酒運転の禁止等について周知・指導を行う。(関東運輸局)(NASVA)	
【バス業界】				
○「飲酒運転防止対策マニュアル」を活用した飲酒運転撲滅の啓発	○		○「飲酒運転防止対策マニュアル」を活用した飲酒運転の撲滅を図るとともに、出庫時、帰庫時及び宿泊時におけるアルコール検知器によるチェックを徹底する。	
○飲酒運転・薬物運転の根絶を啓発するセミナー等の受講促進	○		○NASVA等が実施する飲酒運転・薬物運転根絶セミナーに積極的な参加を促す。	
○飲酒運転・薬物運転惹起事業者に対する指導内容と再発防止対策を展開	○		○飲酒運転・薬物運転をしないことは、バス利用者に対するプロのバス運転者としての信頼確保の証として、必要不可欠な当然の義務であることを認識させる。	
○運転者に対する日常的飲酒に関する指導を徹底	○		○平素から、酒を飲む人、飲まない人に限らず、飲酒に関する指導を行う。特に、乗務前日の飲酒に十分注意するよう指導を徹底する。	
【タクシー業界】				
○「飲酒運転防止対策ガイドライン」に従った飲酒運転ゼロへ向けた取組推進	○		○「飲酒運転防止対策ガイドライン」の周知徹底及びガイドライン活用の推進を行うとともに、各社へガイドラインを理解させ、個々の乗務員に対して出庫前及び帰庫後点呼の際にアルコール検査を確実に実施するとともに、職場内教養やミーティング時等、機会あるごとに飲酒運転による刑事・行政・民事上の不利益を正確に認識させる。(法人タクシー) ○安全対策推進会議、講習会、機関紙等により、飲酒運転撲滅への取り組みを推進する。(個人タクシー)	
○性能良好なアルコール検知器の導入促進	○		○検知器の性能、価格など最新情報を提供し、IT点呼の導入準備に伴い、メーカーとの情報共有を積極的に行い、身代わり防止対策も含め、高性能検知器の導入を推進する。(法人タクシー) ○アルコール検知器の有効性を確認し、自家使用時を含めてアルコールチェックを行い記録を行う。(個人タクシー)	
○ASK等の講習会等の啓発	○		○乗務員個々の飲酒癖の把握に努め、アルコール依存症や依存症予備軍を抽出し、医師の診察やカウンセリングに参加させるとともに、家族との連携を密に取り、危険因子の除去に努める。(法人タクシー)	
○飲酒運転撲滅の啓発	○		○全国交通安全運動や輸送安全総点検等の時期などを活用した飲酒運転撲滅の啓発活動の実施を行い、飲酒運転による悲惨な事故事例、服役実態等を繰り返し教養し、飲酒運転の危険を我が身のこととして実感させる。(法人タクシー) ○ポスター、リーフレットを配布し飲酒運転撲滅の啓発を図る。(個人タクシー)	
【トラック業界】				
○「飲酒運転防止対策マニュアル」を活用し、運転者等に対するアルコール検知器の携行、酒気帯びの有無の測定方法及び測定結果の確実な報告等について指導を徹底	○		○運輸安全委員会、運行管理者研修、初任運転者講習会や各支部における運転者講習会等において周知を図る。	
○事業用トラックが関係した飲酒運転事故事例を周知するなどして、飲酒運転根絶意識の向上を図る	○		○DVDを用いて、運輸安全委員会、運行管理者研修、初任運転者講習会や各支部における運転者講習会等において周知を図る。	
○飲酒運転根絶に向けた各都道府県の取り組み事例について情報の共有化を図り、飲酒運転根絶に向けた効果的な取り組みを積極的に展開	○		○運輸安全委員会、運行管理者研修、初任運転者講習会や各支部における運転者講習会等において展開する。	

(2) 「ながら運転」の増加への対応			【関東運輸局・各業界・NASVA】
	○講習・セミナー等において、運転中の携帯電話等の使用禁止の啓発	○ ○	○各種講習会等において、運転中の携帯電話等の使用による事故事例等を説明し、ながら運転禁止について周知徹底を図る。(関東運輸局)(NASVA) ○運輸安全委員会、運行管理者研修、初任運転者講習会や各支部における運転者講習会等において啓発する。(トラック)
	○事業用自動車の運転者が運転中に携帯電話等を操作した全ての事案について、監査を実施	○	○事業用自動車の運転者が運転中に携帯電話等を操作したことが確認できた場合にあっては、監査方針に基づき監査を実施する。
			【バス業界】
	○ドライブレコーダーの映像等を活用し運転中の携帯電話、スマートフォンの使用の禁止の指導を徹底するとともに、事故惹起者に対する指導内容と再発防止策を展開	○	○ドライブレコーダーの映像等を活用、また、アイマークカメラを活用した指導を徹底し、交通事故防止を徹底する。また、事故惹起者に対する指導・訓練を徹底するとともに、事故原因、再発防止対策を展開する。
(3) 社会的関心の高まる「あおり運転」への対応			【タクシー業界】
	○「ながらスマホ禁止」のステッカーの車両貼付による、運転者や旅客等に対する注意喚起の推進	○ ○	○関係委員会と連携し、乗務員や乗客から見やすい場所に「ながらスマホ禁止」ステッカーを全車両へ貼付するとともに、単にスマートフォンの通話・操作だけでなく、カーナビやタブレットを「見入る」行為も違反となることを認識させ、同種違反の絶無を期する。(法人タクシー) ○講習会・交通安全運動等においてチラシ配布等により、運転中の携帯電話・スマートフォンの使用禁止を徹底する。(個人タクシー)
			【トラック業界】
	○各季の交通安全運動等の機会をとらえ、運転中のスマートフォン等の画像の注視や、携帯電話等を用いて通話する行為は関係法令違反であり、かつ極めて危険であることを広報・周知	○	○運輸安全委員会、運行管理者研修、初任運転者講習会や各支部における運転者講習会等において広報・周知を図る。
(3) 社会的関心の高まる「あおり運転」への対応			【関東運輸局・各業界・NASVA】
	○講習・セミナー等において、あおり運転の悪質性・危険性について啓発	○ ○	○各種講習会等において、あおり運転の悪質性・危険性について講義を行うとともに、あおり運転は重大事故につながる恐れがあることを周知する。(関東運輸局)(NASVA) ○運輸安全委員会、運行管理者研修、初任運転者講習会や各支部における運転者講習会等において啓発する。(トラック)
			【バス業界】
	○「あおり運転」の悪質性・危険性について、各種運動等の機会をとらえた広報・啓発を実施	○	○「あおり運転」の悪質性・危険性について、各種運動等の機会をとらえた広報・啓発を実施するとともに、バスのドライブレコーダーの映像等を活用した啓発活動を実施する。
(3) 社会的関心の高まる「あおり運転」への対応			【タクシー業界】
	○ドライブレコーダーの装着率向上と、犯罪や事故捜査のために各都道府県警察へドライブレコーダーの映像等情報提供の取組の推進	○	○各都府県警察と各協会等において締結している協定に基づく取組を推進し、警察への犯罪・事故捜査協力のための映像提供への協力依頼を各社へ周知するとともに、ドライブレコーダーが正常に作動するか常に機能点検を行うよう指導し、前後の映像が正常に記録できるようにするほか、車内防犯カメラの設置も促進して車内の状況を記録し、乗務員自身が「あおり運転」の被疑者とならないよう、冷静な運転を促す。(法人タクシー) ○ドライブレコーダーの導入促進を図るとともに、講習会・交通安全運動等におけるチラシ配布等により、あおり運転となるケースや、あおり運転を受けたときの対応等について啓発する。(個人タクシー)
(3) 社会的関心の高まる「あおり運転」への対応			【トラック業界】
	○妨害運転罪の創設を踏まえ、いわゆる「あおり運転」の悪質性・危険性について、各季の各種運動等の機会をとらえた広報・啓発を実施	○	○運輸安全委員会、運行管理者研修、初任運転者講習会や各支部における運転者講習会等において、周知徹底を図る。

取り組むべき課題	施策	行事利	【2021年取り組み内容】	【2021年取り組み結果】
3. ICT、自動運転等新技術の開発・普及推進				
(1) デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進				
【関東運輸局】				
○非接触型事業運用及び業務効率化に向け、IoT等を活用した、より先進的な輸送効率化や運行管理の取組について調査・実証を実施(※再掲)	○		○社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術が進んでいるところである。今後これらの技術が運行管理等に活用することが考えられるため、必要に応じて実証実験等に参画していく。	
【バス業界】				
○IoT・AIを活用した運行管理システムの周知及び普及・促進	○		○IoT・AIを活用した運行管理システムの周知及び普及・促進する。	
○ドライブレコーダー等により得られたデータを交通安全教育及び添乗指導に活用	○		○ドライブレコーダーやアイマークカメラ等により得られたデータを交通安全教育及び添乗指導に活用する。	
【タクシー業界】				
○通信事業者等と連携し、旅客需要を予測する「AIタクシー」の普及・促進	○		○普及促進に向けて、「AIタクシー」の現状や関係事業者の最新情報を各社に提供する。 一部事業者では配車アプリ機能に旅客需要を表示する機能を搭載しているが、今後、各通信事業者との情報交換を活発に行い、より効率の良い機器の開発に努める。(法人タクシー)	
○AIを活用したドライブレコーダーによる交通事故削減技術の普及・促進	○		○AI機能付きドライブレコーダー装着の更なる普及を促進する。また、関係事業者の事故削減技術の最新情報を収集、各社へ情報提供するとともに、ヒヤリハット事例を収集し、情報の共有による事故防止に努める。 (法人タクシー) ○安全運転の励行・事故防止のほかKYTに活用できるだけでなく、事故処理における証拠ともなりうることから全事業者へドライブレコーダーの100%導入促進を図る。(個人タクシー)	
【トラック業界】				
○事業者側において、車両の動態をリアルタイムで管理・把握できるシステムや配車計画システムの導入を、また、荷主側には納品等の予約受付システムの導入促進を図り、配送ルートの最適化や、荷待ち時間等の縮減などトラック運送事業者と荷主等が連携して物流全体の効率化が図られるよう取り組む	○	○	○ムリ、ムダ、ムラを排除するため、生産性向上に向けた配車管理システム等の導入に向けたDXについて取り組む。	
(2) 自動車の先進安全技術の更なる普及				
【関東運輸局】				
○技術進展や事故データを踏まえ、事故削減効果を見極めた上でその効果の高いと期待される先進安全自動車(ASV)の開発・普及促進を引き続き進める	○		○先進安全自動車(ASV)導入支援 補助金対象装置: 衝突被害軽減ブレーキ、車線逸脱警報装置、車両安定性制御装置、ドライバー異常時対応システム、先進ライト、側方衝突警報装置、統合制御型可変式速度超過抑制装置	
○今後の技術開発の進展を踏まえた、事業用自動車の安全性の向上に資する先進安全技術の開発・普及促進	○			
○衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載する車両に対する購入補助	○			
○税制特例措置による先進安全技術の普及	○		○先進安全自動車(ASV)に対する税制特例の延長・拡充[自動車重量税・自動車税(環境性能割)特例措置を7か月延長、令和3年10月31日まで]	
【バス業界】				
○衝突被害軽減ブレーキ、ドライバー異常時対応システム等運転支援装置の導入を推進	○		○衝突被害軽減ブレーキ、ドライバー異常時対応システム等運転支援装置の導入を推進する。	
【タクシー業界】				
○先進安全自動車(ASV)タクシーの導入推進の取組み 前後のセンサー等のほか、両サイドの安全装備の充実等更なる安全性の追求	○		○行政の補助金情報、自動車メーカーの最新情報を収集、各社へ情報提供するとともに、ASV導入の効果をアピールして更なる先進安全自動車(ASV)タクシーの導入促進を図る。(法人タクシー) ○車両代替え時において、先進技術搭載車の推奨に努める。(個人タクシー)	
【トラック業界】				
○先進安全自動車(ASV)の普及拡大を図るとともに、車両周辺の安全確認支援装置、アルコールインターロック装置など安全対策機器の導入促進	○		○車両周辺の安全確認支援装置、アルコールインターロック装置など安全対策機器導入に対する助成の実施。	

(3) ICTを活用した高度な運行管理の実現	【関東運輸局】		
	○デジタル式運行記録計の普及促進のための補助事業の実施	○	○デジタル式運行記録計・ドライブレコーダーの導入支援 補助対象機器:デジタル式運行記録計・ドライブレコーダー
	○高度な点呼機器の活用によるIT点呼(遠隔点呼)の対象拡大を検討(※再掲)	○	○過労運転防止のための先進機器の導入支援 補助金対象機器:ITを活用した遠隔地における点呼機器
	○自動点呼の実現に向けた点呼支援機器に係る認定制度の策定を検討(※再掲)	○	○運行管理者による判断や指示に比べ高い水準での安全性を担保するため、点呼機器の認定制度の構築に向けた実証調査実施時に参画する。
	○先進技術の活用による点呼以外の運行管理業務の一元化を検討(※再掲)	○	○過労運転防止のための先進機器の導入支援 補助金対象機器:運行中における運転者の疲労状態を測定する機器・休息期間における運転者の睡眠状態を測定する機器
	【バス業界】		
	○ICTを活用したリアルタイムの動態管理等高度な運行管理を推奨	○	○ICTを活用したリアルタイムの動態管理等高度な運行管理システムの周知及び普及・促進する。
	○適切な運行管理と安心経営のためのICT活用ガイドブックの活用を推奨	○	○適切な運行管理と安心経営のためのICT活用ガイドブックの活用を促進する。
	【タクシー業界】		
	○一定の条件の下、認められているICTを活用した運行管理について、コロナ感染症対策の一環としても導入促進	○	○コロナ禍におけるIT点呼の導入促進に向けて、関係メーカーの最新動向を調査し、各社へ情報提供し周知を図る。 現在行われている実証実験の方向性を注視し、メリット・デメリットをしっかりと把握し、安全管理上のデメリットの解消を実現した上での導入を促進する。(法人タクシー)
○デジタル式運行記録計の普及拡大のための取組の実施	○	○関係メーカーの開発状況の収集を進め、各社へ最新情報を提供し周知を図るとともに、保管・管理の利便性と個々の乗務員の運転個癖の把握による危険な運転を抽出し、個別指導に有用であることを理解する。また、デジタル式運行記録計の普及拡大を図る。(法人タクシー)	
【トラック業界】			
○デジタル式運行記録計等の高度化に合わせ、IT機器等を活用した高度な点呼システムの普及・拡大	○	○使い勝手がよく、低廉なシステムの早期開発・機器認定に期待。	
(4) 無人自動運転サービスに向けた安全確保	【関東運輸局】		
	○無人自動運転サービスの実現に向けた実証実験や課題整理・検討の推進	○	○自動運転車両の実証実験にあたっては、実証実験が安全に実施できるよう、使用する車両に対して必要最小限の使用制限を設け、自動車交通部及び保安・環境課と連携し、安全確保を行いながら実証実験をフォローしている。 また、本省において開催している自動運転に関わる関係会議にオブザーバ参加しており、情報収集に努めている。
	○無人自動運転サービスにおけるガイドライン等による旅客輸送の安全性及び利便性の確保	○	(上記内容再掲) ○自動運転車両の実証実験にあたっては、実証実験が安全に実施できるよう、使用する車両に対して必要最小限の使用制限を設け、自動車交通部及び保安・環境課と連携し、安全確保を行いながら実証実験をフォローしている。 また、本省において開催している自動運転に関わる関係会議にオブザーバ参加しており、情報収集に努めている。 ○ガイドライン等に基づき、実証運行・本格運行の認可申請等において旅客の利便性の確保等について確認
	【バス業界】		
	○無人自動運転サービスにおけるガイドラインの周知	○	○無人自動運転サービスにおけるガイドラインを周知徹底する。
	○国の先進安全自動車(ASV)推進計画及びラストマイル走行実現に向けた取組に参画し、より安全性の高い自動運転技術の普及等に取り組むとともに、運転者不足や利便性向上等に資する自動運転・ラストマイル走行など新技術を活用した旅客輸送の安全性の向上等の推進に取り組む	○	○国の先進安全自動車(ASV)推進計画及びラストマイル走行実現に向けた取組に参画し、より安全性の高い自動運転技術の普及等に取り組むとともに、運転者不足や利便性向上等に資する自動運転・ラストマイル走行など新技術を活用した旅客輸送の安全性の向上等の推進に取り組む。
	【タクシー業界】		
	○無人自動運転サービスにおけるガイドライン及び安全性・利便性の確保と周知	○	○無人自動運転サービスの意義やガイドラインについて各社へ周知するとともに、技術向上の推移に注視していく。(法人タクシー)
【トラック業界】			
○国の先進安全自動車(ASV)推進計画及び隊列走行実現に向けた取組に参画し、より安全性の高い自動運転技術の普及等に取り組むとともに、運転者不足や生産性向上等に資する自動運転・隊列走行など新技術を活用した物流の効率化等の推進に取り組む	○	○中小トラック事業者の参画は困難を極めるが、運転者不足や生産性向上等に資する自動運転・隊列走行など新技術を活用した物流の効率化等の推進の取り組みについて検討する。	

取り組むべき課題	施策	行事利	【2021年取り組み内容】	【2021年取り組み結果】
4. 超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故の防止対策				
(1) 依然として多発する乗合バスの車内事故への対応	【関東運輸局・バス・NASVA】			
	○先進的な車内監視機器の活用等の優良取組事例について、指導監督マニュアルを活用して周知	○ ○	○関東地区バス保安対策協議会と合同開催している「乗合バス事故防止対策検討ワーキンググループ」において対応を検討する。(関東運輸局)(バス)	
	○乗客に対して車内事故の危険性について周知	○ ○ ○	○自治体等による車内事故防止のための取組等へ協力する。(関東地区バス保安対策協議会が作成した車内事故防止啓発動画「車内事故防止に向けて」を周知する。)(関東運輸局)(バス)	
	○道路利用者に対し、バス車両付近での急制動や強引な割り込みが車内事故を誘発すること等を周知	○ ○ ○	○各種講習会等において、運送事業者へバス車両付近での急制動や強引な割り込みが車内事故を誘発すること等を周知を図る。	
	○運行管理者講習等で車内事故撲滅の周知・徹底	○ ○	○車内事故事例を定期的に公表し、各運送事業者における事故防止の取組への活用及び安全意識の醸成を図る。(関東運輸局) ○各種講習会等において、車内事故の統計結果等を説明するとともに、防止策等について講義を行う。(関東運輸局)(NASVA)	
	○危険予知トレーニング用視聴覚教材作成による事故防止活動の推進	○ ○	○各種講習会等において、危険予知トレーニング用視聴覚教材等の活用方法について講義を行う。(NASVA)	
	【バス業界】			
	○ドライブレコーダーの映像等を活用した安全運転教育の実施の推進	○ ○	○ドライブレコーダーやアイマークカメラ等により得られたデータを交通安全教育及び添乗指導に活用する。 ○ドライブレコーダーの映像を活用し、飛び出し等の予測運転、防衛運転について研修会を実施する。	
	○発進時の車内事故を防止するため乗客(特に高齢者)が着席したのを確認してから発車する「ゆとり運転」を徹底	○ ○	○ユーチューブや車内のデジタルサイネージ等を活用した「車内事故防止に向けて」動画により、車内の乗客及び歩行者、自転車、車両の飛び出しによる事故の防止に努める。	
	○車内事故防止の啓発活動の実施の推進	○ ○		
○運転者、乗客が無意識に動作を先行してしまうことについて運転者教育を推進	○ ○	○発進時の車内事故を防止するため、運行ダイヤの見直しによる「ゆとり運転」を推進するとともに、添乗調査を実施し、着席したのを確認してから発車することを徹底させる。		
○停留所等発進時における安全基本動作の徹底	○ ○			
(2) 路線バスにおける車いす使用者に関する車内事故への対応	【関東運輸局】			
	○車いす未固定による危険性や車いす種類毎の固定方法等の理解を促すための運転者教育の促進	○ ○		
	○車いす使用者のバス利用に関して、バス利用者からの受容を促進	○ ○ ○	○「路線バスに係る車いす事故対策検討会」報告書を踏まえ、関東地区バス保安対策協議会と合同開催している「乗合バス事故防止対策検討ワーキンググループ」において対応を検討する。(関東運輸局)(バス)	
	○車いす固定に関する関係者間(行政、バス事業者、車いす使用者、車いすメーカー等)での情報共有の促進	○ ○ ○		
	○車いすに係る事故報告の拡充による事故実態の把握と対策検討	○ ○		
	【バス業界】			
	○障害者の方への接遇・介助の基本を習得する研修の受講を推奨	○ ○	○障害者の方への接遇・介助の基本を習得する研修の受講を推奨する。	
○ドライブレコーダーの映像等を活用した安全運転教育の実施を推奨	○ ○	○ドライブレコーダーやアイマークカメラ等により得られたデータを交通安全教育及び添乗指導に活用する。		
○車いす対応のスロープ、固定装置の統一化を推奨	○ ○	○車いす対応のスロープ、固定装置の統一化を推奨する。		

(3) 高齢歩行者の死傷事故への対応			【関東運輸局】 ○今後の技術開発の進展を踏まえた、事業用自動車の安全性の向上に資する先進安全技術の開発・普及促進（※再掲）	○自動車の先進安全技術は交通事故の削減及び被害軽減に大きな効果が期待されることから、先進安全技術の開発については、必要に応じて実証実験等に参画していく。 ○高齢者の交差点等における死亡事故などの事故調査を実施し、事故要因分析検討結果（事故要因及び再発防止策）を公表するとともに、各種講習会等において周知する。
			【バス業界】 ○高齢者が安心・安全に乗降できる「ゆとり運転」を徹底するための、ドライブレコーダーを活用した指導体制の構築	○高齢者が安心・安全に乗降できる「ゆとり運転」を徹底するための、ドライブレコーダーやアイマークカメラを活用した指導・教育体制を構築する。
			○高齢者が多い地域、施設等を把握し、点呼時に乗務員に注意喚起するとともに、危険マップ等を作成し、営業所内に貼付	○高齢者が多い地域、施設等を把握し、点呼時に乗務員に注意喚起するとともに、危険マップ等を作成し、営業所内に貼付などする。
			【タクシー業界】 ○路上寝込み発見時の警察への通報及び保護活動（29都府県で警察との協定を締結）	○引き続き各社へ協力依頼の周知をするとともに、警察と協定の締結を推進することにより、警察への通報と保護活動を今後も継続実施していく。（法人タクシー）
			○徘徊老人等の保護等	○引き続き各社へ協力依頼の周知をするとともに、警察等と協定の締結に基づき、高齢者のほか、子供や女性等、犯罪被害に遭いやすい人への積極的な声掛けと警察への通報を今後も継続実施する。（法人タクシー）
		○高齢歩行者の行動特性に配慮した安全走行の励行	○常時安全運転に努めるよう引き続き各社へ協力依頼の周知をするとともに、信号無視や横断禁止場所での横断等、危険予測や「かもしれない運転」を念頭に置き、高齢者絡みの交通事故防止に努める。特に全国交通安全運動や輸送安全総点検等の時期を踏まえた周知徹底や、指導員研修会等における講習会の実施を行う。（法人タクシー） ○講習会・交通安全運動等においてチラシ配布等により、高齢歩行者の行動特性等の情報提供を行い、安全走行について注意喚起する。（個人タクシー）	
		○高齢歩行者が事故被害者となる事故実態について調査・分析を行い、高齢歩行者特有の行動（昼間の交差点及び夜間の道路横断等）を把握したうえで、高齢歩行者の早期認知の重要性を周知するほか、事故を未然に防ぐための車両周辺の安全確認支援装置の導入促進	【トラック業界】 ○全ト協の車籍別交通事故分析結果を基に、左折巻き込み事故防止に有効なサイドビューカメラの装着に対し助成を行う。	
(4) 高齢運転者事故への対応			【関東運輸局・NASVA】 ○高齢運転者の事故の特徴や事業者の優良取組事例の周知	
			○視野障害に関する運転リスクの周知、及びスクリーニング検査や眼科での視野検査受診の推奨	○各種講習会等において、高齢運転者の運転適性に応じた安全運転に関する指導方法について講義を行う。（関東運輸局）（NASVA）
			○運行管理者講習等で高齢運転者の事故防止を注意喚起	
			○加齢に伴う身体・認知機能等の変化を自覚させ、安全運転に繋げる新たな適性診断項目の開発・受診促進	○加齢に伴う身体・認知機能等の変化を自覚させ、安全運転に繋げる新たな適性診断項目の開発を検討する。（NASVA）
			【各業界・NASVA】 ○適性診断（適齢診断）受診の徹底と活用促進	○巡回指導において受診の徹底するとともに、適齢診断の助成を通じ受診の促進。（トラック） ○適性診断受診の推進と診断結果の活用について講座を行う。（NASVA）
			【バス業界】 ○高齢運転者の健康管理の把握を推奨	○OSASスクリーニング検査、MRI健診を推進し、高齢運転者の事故防止に努める。
			○健康管理マニュアルの活用を推奨	○東京バス協会が作成した「健康管理ハンドブック」及び「健康管理ハンドブック増補版」を活用し、健康管理に努める。（東京バス協会）
			【タクシー業界】 ○高齢運転者の特徴を踏まえた対策の実施	○警察主催の「高齢タクシードライバー講習」への乗務員の積極的な参加と、協会「交通事故防止委員会」委員や各事業所の管理者に見学を促すとともに、管理者の同乗運転による「見きわめ」等、個別指導をするとともに、高齢運転者事故の特徴について周知を図る。（法人タクシー） ○警視庁主催の「高齢タクシードライバー講習」への参加及び各団体における講習会等で、高齢事業者に対する安全指導等を行う。また、定期健康診断の徹底及びスクリーニング検査の推奨に努める。（個人タクシー）
		【トラック業界】 ○高齢者特有の運転行動等について啓発するとともに、高齢運転者の事故事例などを踏まえた事故防止活動を展開	○運輸安全委員会、運行管理者研修、初任運転者講習会や各支部における運転者講習会等において周知徹底を図る。	

取り組むべき課題	施策	行事利	【2021年取り組み内容】	【2021年取り組み結果】
5. 原因分析に基づく事故防止対策の立案と関係者の連携による安全体質の強化				
(1)各業態の特徴的な事故への対応	【関東運輸局】			
○事故統計を用いた各業態の事故の特徴分析及び各業界への周知と対策検討	○		○各業態の事故の特徴を踏まえ、調査対象事故を選定し事故調査を実施したうえで事故要因の調査分析と再発防止策を検討。検討結果についてはホームページにて公表、また各種講習会等を通じて周知を図る。 ○死亡事故事例を定期的に公表し、各運送事業者における事故防止の取組への活用及び安全意識の醸成を図る。	
○各業態の特徴的な事故に対する優良取組事例を周知し、事故防止を啓発	○		○事故調査等で知り得た優良取組事例を各種講習会等を通じて周知を図る。	
○事業用自動車事故調査委員会にて検討された再発防止策の確実な推進	○		○検討された再発防止対策を基に、調査対象となった事故惹起事業者を指導するとともに、ホームページでの公表や各種講習会を通じて周知を図る。	
【バス業界】				
○交差点右左折時には、横断歩道手前で一旦停止する安全教育を徹底	○		○一点に集中せず、首や体を廻して前方、左右の確認 ○目線の動きを見る為のアイマークカメラを活用した指導	
○発進時の車内事故を防止するため乗客（特に高齢者）が着席したのを確認してから発車する「ゆとり運転」を徹底（※再掲）	○		○発進時の車内事故を防止するため乗客（特に高齢者）が着席したのを確認してから発車する「ゆとり運転」を徹底する。	
○乗客へのシートベルトの着用案内を徹底	○	○	○貸切バス乗客へのシートベルトの着用案内を徹底する。	
○発進時の直前横断者との事故防止	○		○発進時のアンダーミラーによる車体直前の死角の確認 ○研修会等での車体直前の死角の認識とアンダーミラー活用の指導	
【タクシー業界】				
○交差点内事故（出会い頭、人対車両）防止対策と路上寝込み者の轢過事故防止対策。特に安全不確認・前方不注視・信号無視等違反防止のため、初心に戻り基本動作の徹底	○		○警察からの交通安全情報や事故情報を各社へ提供し、乗務員の安全運転向上意識を高めるよう引き続き各社へ周知するとともに、フロントミラーやサイドミラーだけでなく、目視による安全確認の励行、歩行者や自転車の飛び出しを予測した危険予知運転の励、早めのライトオンと夜間におけるハイビームとロービームの小さな切り替えによる交通事故防止の継続指導する。 また、乗務員教育用教材を作成、データを協会ホームページへ掲載し教材の活用を促進する。特に、全国交通安全運動や輸送安全総点検等の時期を踏まえた周知徹底や、指導員研修会等における講習会において周知徹底を図る。（法人タクシー） ○安全対策推進会議等において周知徹底を図るとともに、ハイビームを活用し深夜における路上横臥の轢過事故防止を図る。（個人タクシー）	
○信号のない交差点通過時の安全に係る基本動作の習慣化の徹底。特にドラレコ・デジタコによる危険予知訓練の推進	○		○各社管理者に向けて、乗務員教育にて日々徹底をしてもらうよう周知するとともに、横断歩道及びその付近の歩行者や自転車の有無の確認と横断歩道に近づいてくる歩行者及び自転車に対する行動注視を確実に、歩行者及び自転車等の交通弱者保護の徹底を図る。 また、KYT教材を提供していくことによる危険予知訓練、AI機能付きドライブレコーダーの装着による運転者の特性を生かした危険予知教育の推進を進めていく。（法人タクシー） ○各団体において、全事業者を対象として、ドライブレコーダー映像の活用や小グループ等による効果的な危険予知訓練(KYT)を継続的に実施する。（個人タクシー）	
○運行管理者等による同乗指導。長年にわたる「慣れと負の学習」の運転の是正指導	○		○各社運行管理者に向けて、乗務員への指導徹底を図るよう周知し、乗務員教育（現任教育も含む）における定期的な同乗指導の実施を行う。（法人タクシー）	
○早めのライト点灯とこまめなライト上向き走行	○		○例年都内無線局の協力で秋から冬にかけ3ヶ月間、乗務員へ無線による呼び掛け活動をしており、引き続き活動を進めていくとともに、一般車両よりも早い一斉点灯開始時間を設定し、周知すると共に無線基地局から一斉指令を行い、確実な実施に努める。特に、全国交通安全運動や輸送安全総点検等の時期を踏まえた周知徹底を図る。（法人タクシー） ○薄暮時の早めのライト点灯とこまめなライト上向き走行について啓発する。（個人タクシー）	

○全国交通安全運動期間及び年末年始等における街頭指導の実施	○	○各運輸支局立会いの下、春秋の全国交通安全運動期間中及び年末におけるシートベルトの着用調査及び安全運転啓発活動を継続実施するほか、タクシーの日や年末の繁忙期を捉えた街頭指導の継続実施に努める。(法人タクシー)	
○「交通事故抑止対策等の徹底と乗員の安全確保に関する決議」(事業者大会決議)による交通安全意識等の定着・向上	○	○日々交通安全を意識した走行を乗務員へ心がけるよう各社へ引き続き周知するとともに、大会決議の周知と協会を挙げた共通認識の醸成を図る。(法人タクシー) ○安全対策推進会議において策定された「事故削減等に向けて取り組む重点項目」の周知徹底を図る。(個人タクシー)	
○都道府県協会における初任運転者教育の充実、安全運転研修に対する助成の実施及び、受講の促進	○	○春と秋の交通安全運動を捉えた事故防止責任者講習会を開催し、安全運転管理者等に新任乗務員に対する指導要領を教養し、新任乗務員の交通事故防止と職場定着率の向上を図り、外部機関等を活用した初任運転者教育の充実させる。(法人タクシー)	
○すべての座席でシートベルト着用の徹底	○ ○	○例年春・秋・年末にハイタク関係3団体による乗務員へ交通事故防止の呼び掛けを含めた街頭指導を実施しており、引き続きの実施と各社への実施結果を周知する。また、後部座席タブレットによるアナウンスの実施する。(法人タクシー) ○事故の被害軽減や車内事故防止のため、シートベルト着用ステッカーの貼付などにおいて利用者の理解を求める。(個人タクシー)	
○ポスター、機関誌等による広報、啓発	○	○協会等作成のポスター等を営業所内の目につく場所に貼付するほか、協会発出の通達の内容を確実に個々の乗務員に周知する。また、特徴的な事故案件等の定期的な広報を行う。(法人タクシー) ○事故削減目標を達成するため、統一したスローガンを掲げ責任ある活動を展開する。この為、両交通共済及び各団体に対する広報(ポスター配付)と全事業者に対するリーフレットの配付を行い、周知徹底を図る。(個人タクシー)	
【トラック業界】			
○車籍別、発生地域別、車両区別、道路区別等詳細に交通事故実態を分析・把握するとともに、交通事故実態に即した事故防止セミナー等を通じ、交通事故防止の意識の高揚を図る	○	○全ト協取り纏め車籍別分析データに基づき、事故防止セミナーを開催し、交通事故防止の意識の高揚を図る。また、都内で発生した死亡事故について即時、事故速報を発出し再発防止を図る。	
○先進安全自動車(ASV)の普及と併せ、車両周辺の安全確認支援装置、アルコールインターロック装置など安全対策機器の導入促進	○	○安全確認支援装置、アルコールインターロック装置など安全対策機器導入醸成の実施。	

(2)健康に起因する事故の増加への対応	【関東運輸局・NASVA】		
	○セミナー等を通じた健康起因事故防止対策の周知	○	
	○健康起因事故防止対策に必要なスクリーニング検査についてのガイドライン(SAS、脳血管疾患、心臓疾患・大血管疾患)の周知	○	○各種講習会等において健康起因による事故や健康起因事故のメカニズムを説明するとともに、各種ガイドラインについて周知を図る。(関東運輸局) 【講習会実施回数】
	○視野障害に関する運転リスクの周知、及びスクリーニング検査や眼科での視野検査受診の推奨(※再掲)	○	
	○運行管理者講習等で健康起因事故防止を啓発	○	○健康起因による事故事例を定期的に公表し、各運送事業者における事故防止の取組への活用及び安全意識の醸成を図る。(関東運輸局) ○各種講習会等において、健康起因に係る事故の統計結果等について説明するとともに、健康診断結果に基づく指導方法や国土交通省が推奨するスクリーニング検査について周知を図る。(関東運輸局)(NASVA)
	○適性診断(一般診断)により、自分の疲労蓄積度を確認	○	○運転者に対する一般診断の結果に基づいた指導の実施について、各種講習会等で周知を図る。(関東運輸局) ○適性診断受診促進を行う。(NASVA)
	【バス業界】		
	○健康管理マニュアル、自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン、心臓疾患・大血管疾患対策ガイドラインの活用を推奨	○	○東京バス協会作成の「健康管理ハンドブック」の活用する。
	○健康診断の受診を徹底	○	○健康診断の受診を徹底する。
	○睡眠時無呼吸症候群(SAS)のスクリーニング検査の促進	○	○睡眠時無呼吸症候群(SAS)のスクリーニング検査の促進する。そのために、各地方バス協会は交付金を活用し助成に努める。
	○運転者個々の健康状態を考慮した点呼を推進	○	○運転者個々の健康状態を考慮した点呼を推進する。
	○確実な点呼等により睡眠不足のチェック、過労運転の防止を促進	○	○確実な点呼等により睡眠不足のチェック、過労運転の防止を促進する。
	○ドライバー異常時対応システムの導入促進	○	○ドライバー異常時対応システムの導入促進する。
	○個別の運行判断の指針の整理	○	○個別の運行判断の指針の整理をする。
	【タクシー業界】		
○「事業用自動車の運転者に関する健康管理マニュアル」、「自動車運送事業者における睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル」、「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン」、「自動車運送事業者における心臓疾患・大血管疾患対策ガイドライン」を活用した健康起因事故防止の推進	○	○国交省のモデル事業への協力や、マニュアル及びガイドラインについて理解を図るため、引き続き各社へ周知する。各マニュアルに示された日頃の健康状態のチェックすると共に健康起因事故を惹起する可能性の高い基礎疾患保有者を抽出して個々の乗務員の健康状態を管理し、健康起因事故防止の徹底を図る。(法人タクシー)	
○健康診断有所見者に対するフォローアップの実施	○	○経過観察と医師による継続診察状況を把握し、異常所見が認められた場合は、精密検査の受診を強く促し、健康診断有所見者に対するフォローアップの実施の周知徹底する。(法人タクシー) ○団体において、健康診断の受診を徹底し、再診・再検等の未受診者に対して、個別指導を行う。(個人タクシー)	
○SASスクリーニング検査の受検推進キャンペーンを実施し、睡眠時無呼吸症候群による事故の未然防止を推進	○	○出庫時に前日の睡眠状況を聴取するほか、帰庫時に休憩時の睡眠や運転中の睡魔等の有無を聴取し、SASの兆候のある乗務員に対しては、医師の診察を受けさせるよう各社へ引き続き周知する。(法人タクシー) ○SAS(睡眠時無呼吸症候群)に代表される睡眠障害等や脳・心臓・消化器系疾患の主要疾病に関するスクリーニング検査を推奨するとともに、その結果把握に努め、一定の病気等に関する所見が認められた場合には、医師の診断・検査を受けさせ健康起因事故を引き起こす可能性のある疾病等の早期発見に努める。(個人タクシー)	
○健康管理等の徹底(心の健康管理・カウンセリング・ストレスチェック等含む)	○	○管理職による個別面談を実施し、家族関係、金銭問題等の日常生活における悩みも把握し、生活支援をするほか、必要な場合は専門家の心の健康管理・カウンセリング・ストレスチェック等を受けさせるなど各社へ引き続き周知する。(法人タクシー)	
【ドラッグ業界】			
○「過労死等防止計画」に基づき、長時間労働対策など8項目の重点対策及び緊急対策である健康診断結果のフォローアップの重要性などの周知を図るため、健康起因事故防止セミナー、定期健康診断の有効活用と睡眠時無呼吸症候群(SAS)対策セミナーを全国展開するとともに、睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニング検査助成、血圧計の導入助成を実施	○	○健康起因事故防止セミナー、定期健康診断の有効活用と睡眠時無呼吸症候群(SAS)対策セミナーを開催するとともに、健康診断助成、脳MRIスクリーニング検査助成、睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニング検査助成、血圧計の導入助成を実施する。	

(3) 大型車の点検整備の実施の推進		【関東運輸局】	
○大型車の車輪脱落事故や車両火災に係る再発防止策を含め、確実な点検整備の実施について、自動車点検整備推進運動等により啓発	○	○大型車の車輪脱落事故、車両火災事故に係る再発防止策を含め、確実な点検整備について、自動車点検整備推進運動、整備管理者研修等あらゆる機会を捉え啓発を強力に促進する。 新・ISO方式ホイールの場合、大型車の車輪脱落事故防止の原因がタイヤ交換作業後の増し締め不足(未実施)によるものが散見されるため、整備事業者及び車両使用者(整備管理者)への増し締め実施の重要性について周知を徹底する。また、適切な整備作業(ホイールナット締め付け時のトルク管理の重要性)についても周知を図る。 車両火災事故については、日常点検の適切な実施により発見できる要因のものも多くあるため、車両使用者(整備管理者)に対し日常点検の重要性を周知を図る。	
○大型車の車輪脱落事故の発生状況を継続的に監視し、発生状況を踏まえた対策の検討	○	○大型車の車輪脱落事故等社会的影響の大きな車両故障事故に対する要因分析調査の実施及びホームページへの公表を行い、同種事故の再発防止に活用する。	
【バス業界】			
○バス車両の点検整備を確実にを行うことにより、車両故障、車両火災、車輪脱落事故によるバス運行への影響を排除し、安全運行を徹底するよう啓発	○	○バス車両の点検整備を確実にを行うことにより、車両故障、車両火災、車輪脱落事故によるバス運行への影響を排除し、安全運行を徹底するよう啓発する。	
【トラック業界】			
○車輪脱落事故防止の観点から、時間的余裕を持った計画的なタイヤ交換作業と併せ、国土交通省が作成した「タイヤ交換作業管理表」に沿った適正な作業を周知徹底	○	○運輸安全委員会、整備管理者研修や各支部における運転者講習会等において、周知徹底を図る。	
○関係業界団体等と連携し、車輪脱落事故を防ぐ4つのルールなどの啓発活動等を通じ、増し締めの徹底や日常点検の励行などを啓発	○	○運輸安全委員会、整備管理者研修や各支部における運転者講習会等において、周知徹底を図る。	
○トレーラ火災の未然防止を図るため、トレーラの適正な使用等に係る研修を実施し、日常点検及び定期点検整備の重要性について啓発	○	○トレーラー火災に関する車工会によるセミナーを開催。また、関係専門部会において、火災警報装置装着の推進を図る。	

(4) 運輸安全マネジメント制度を通じた安全体質の強化		【関東運輸局・NASVA】	
○事業者による安全管理体制の構築・改善に向けて、運輸安全マネジメント制度の評価内容の充実・改善や、事業者に対する制度の普及・啓発（セミナー等）を促進。特に、貸切バス事業者に対する運輸安全マネジメント評価については、すべての貸切バス事業者に対する評価の実施を令和3年度末までに終了させるとともに、令和4年度からは下記の優先付けのもと計画的な評価を着実に実施	○	○安全管理規程届出義務事業者の拡大に伴い、新たに評価対象となった事業者への運輸安全マネジメント評価を進めていくとともに、新たに防災の視点を加えた運輸安全マネジメント評価を実施。また、貸切バス全事業者へ運輸安全マネジメント評価を一巡実施するとともに、新規許可を受けた貸切バス事業者に対しても安全管理体制の適切な構築を図るため、優先的に運輸安全マネジメント評価を実施する。そのほか、一定規模(50両)以上の貸切バス事業者については、安全性向上を図るため随時評価を実施する。	
1. 新規許可を受けた貸切バス事業者			
2. 一定規模（50両）以上の貸切バス事業者			
3. その他評価の実施が必要と認められる貸切バス事業者			
○運送事業者を対象とした運輸安全マネジメントセミナーを本省と開催し、業態毎の事故防止対策を情報提供するとともに運輸安全マネジメント制度を普及・啓発	○	○全国の運送事業者を対象とした運輸安全マネジメントセミナーを開催し、業態毎の事故防止対策を情報提供するとともに運輸安全マネジメント制度を普及・啓発する。なお、令和3年度については、コロナ禍の影響により中止する。(関東運輸局)(NASVA)	
○貸切バス事業の更新制導入に伴い、事業者の安全管理体制の構築状況を確認し、更なる安全確保を目的に運輸安全マネジメント評価を実施	○	○第三者機関による運輸安全マネジメント評価の積極的な活用により、運輸安全マネジメントの趣旨の徹底と輸送の安全確保を図る。(関東運輸局) ○貸切バス事業の更新制導入による、安全マネジメント評価実施に向けた取組の啓蒙と安全マネジメント評価を行う。(NASVA)	
○国土交通省が認定する認定セミナー制度を活用して運輸安全マネジメント制度を普及・啓発	○	○認定セミナーの定期的な開催に務め、運輸安全マネジメント制度の普及啓発に務める。(NASVA)	
【バス業界】			
○地方バス協会における運輸安全マネジメント講習の実施	○	○地方バス協会における運輸安全マネジメント講習の実施する。	
○貸切バス適正化機関と連携し、貸切バス事業の適正化を推進	○	○貸切バス適正化機関と連携し、貸切バス事業者への巡回指導を徹底し、適正化を推進する。	
○セーフティバス制度を充実し、利用の促進と周知を実施	○	○セーフティバス制度を充実し、利用の促進と周知を実施する。	
【タクシー業界】			
○運輸安全マネジメントを通じた安全文化の醸成及び安全対策の徹底	○	○国交省の運輸安全マネジメント制度の趣旨及び各社安全対策の徹底について引き続き各社へ周知するとともに、経営トップと現場職員が意思の疎通をしっかりと図り、交通事故防止に関する共通認識を持ち、安全運転に取り組む職場環境を醸成する。(法人タクシー) ○協同組合団体等は、その団体長等トップリーダーの主導のもと、会員事業者に対し、事故削減に向けた事故防止策等を継続的に取り組み、輸送の安全確保が第一であることを浸透させ、PDCAサイクルを継続的に繰り返し、絶えず輸送の安全性の向上に努めるよう周知徹底を図る。(個人タクシー)	
○運輸安全マネジメント普及・啓発推進協議会等との連携及び中小規模事業者に対するセミナーの受講促進	○	○行政(運輸・警察等)、民間機関等による中小事業者に対する運輸安全マネジメントセミナーの受講や交通安全講習会に積極的に参加し、交通事故防止に関する共通問題を理解し、官民一体となった交通事故防止対策に積極的な取組み実施を各社へ周知する。また、例年協会開催の「事故防止責任者講習会」の出欠状況を把握し、欠席会社への積極的な参加を呼び掛ける。(法人タクシー)	
【トラック業界】			
○運輸安全マネジメント評価制度見直し（最低車両台数の範囲拡大）について周知するとともに、運輸安全マネジメントについて、一層の定着と取組みの深度化、高度化を図るため、官民一体で取り組む普及・啓発活動を推進	○	○最低車両台数の周知とともに、運輸安全マネジメントセミナーの積極的な受講の周知を図る。	

(5) 監査のあり方	【関東運輸局】	
	○ICTを活用した監査事務の効率化	○ ○タブレット等の導入により、監査における調査の電子化や各種規程の確認を迅速化することで、監査事務の効率化を図る。
	○厳格化した処分基準に基づく、貸切バスの安全確保に向けての監査の実施	○ ○下限割れ運賃による運行など、処分基準が強化された法令違反について悪質な事業者への重点的な監査により洗い出し、貸切バスの安全性を確保していく。
	○過去の行政処分歴や重大事故を引き起こしたことを踏まえ、継続的に監視すべき事業者リストを活用した効果的な監査の実施	○ ○過去の処分歴や重大事故の他、事業者に関する情報を積極的に収集し、継続監視リストをより精度の高いものとする事で、効果的な監査を実施していく。
○貸切バスの適正化機関を活用し監査機能を補完し、国による監査の重点化を実施	○ ○適切に事業が遂行されている事業者については、適正化実施機関の巡回指導の対象として継続的な法令遵守を維持しつつ、国による監査は、法令違反を行う悪質な事業者等に重点化し、監査の実効性を高めていく。	
【トラック業界】		
○法令を遵守しない悪質事業者への早期監査を支援するため、巡回指導の総合評価がE評価又はD評価の事業所に重点をおいた巡回指導を実施するとともに、その結果について、運輸支局等に適正化情報処理システムを通じた迅速な情報提供を行う	○ ○適正化実施機関による巡回指導を通じ、運輸支局に対し適正化情報システムによる迅速な情報提供を行う。	
(6) 初任、経験不足運転者への適切な指導監督	【関東運輸局・NASVA】	
	○講習等を通じた、運転者に対する指導監督の徹底	○ ○運転者に対する指導監督の告示に基づいた指導の確実な実施について、事故調査時や各種講習会等を通じて周知を図る。(関東運輸局) ○指導講習等を通じて、運転者に対する指導監督の徹底を啓発する。(NASVA)
	○講習・セミナー等における「ドライブレコーダーの映像を活用した指導・監督マニュアル」の周知	○ ○各種講習会等において、「ドライブレコーダーの映像を活用した指導・監督マニュアル」を活用した運転者教育の実施について周知を図る。(関東運輸局)(NASVA)
	○適性診断受診の徹底と活用促進	○ ○各種講習会等において、運転者の運転特性に応じた安全運転指導方法について周知を図る。(関東運輸局) ○適性診断受診の推進と診断結果の活用について講座を行う。(NASVA)
	○危険予知トレーニング用視聴覚教材作成による事故防止活動の推進	○ ○各種講習会等において、危険予知トレーニング用視聴覚教材等の活用方法について講義を行う。(関東運輸局)(NASVA)
	【バス業界】	
	○自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアルの活用を推奨	○ ○自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアルの活用を推奨する。
	○初任運転者等に対する実技訓練の実施の徹底	○ ○初任運転者等に対する実技訓練の実施を徹底する。
	【タクシー業界】	
	○運行管理者等による同乗指導の実施	○ ○各社管理者へ引き続き周知するとともに、個癖の修正と初心に帰った安全運転の重要性の再認識を図り、同乗指導の確実な実施を実施する。(法人タクシー)
○ドライブレコーダーの映像を活用した安全教育の実施	○ ○各社管理者へ引き続き周知するとともに、ヒヤリハット体験を確認するほか、模範的な乗務員による危険運転に対する指導を行う。また、乗務員教育用としてドライブレコーダー映像を協会ホームページへ掲載、活用を促進する。また、タクシー事故防止対策検討会が作成したドライバー教育資料を活用した安全教育の実施。(法人タクシー) ○各団体において、全事業者を対象として、ドライブレコーダー映像の活用や小グループ等による効果的な危険予知訓練(KYT)を継続的に実施する。(個人タクシー)	
○乗務員採用後の社内研修等の充実	○ ○各社管理者へ引き続き周知するとともに、運転操作に加え、接客方法、事故時の対応、犯罪被害への対処方法等、日常発生する事象への対処方法を教育するとともに、外部機関を活用した初任運転者教育の充実を図る。(法人タクシー)	
○新規事業者講習会の実施	○ ○新規事業者座談会等を開催し、安全管理、業務管理、労務管理等、共通する問題点を話し合う場を設定する。また、新規事業者に対し「事故防止責任者講習会」等協会行事への積極的な参加を個別に案内する。(法人タクシー) ○新規事業者を対象とした講習会を開催し、安全研修・営業研修・接客サービス研修等を実施する。(個人タクシー)	
【トラック業界】		
○トラックの初任運転者等について安全運転の実技等を義務化する等、運転者教育の強化を図るために改正された国の指導及び監督指針(国土交通省告示)を踏まえ、全ト協作成の「事業用トラックドライバー研修テキスト」を活用した指導教育について、都道府県トラック協会と連携して実効性のある教育体制の整備を図る	○ ○トラック協会主催の初任運転者講習の実施について、指導監督指針に添ったテキストの作成並びに専門機関の講師を招聘して実施。	

取り組むべき課題	施策	行事利	【2021年取り組み内容】	【2021年取り組み結果】
6. 道路交通環境の整備				
道路交通環境の整備				
道路交通環境の整備	○交差点における事故削減効果の高い交差点改良、立体交差等の交通安全・渋滞対策、近年の自然災害等を踏まえ道路等の防災対策の強化、電柱の地下埋設等の車線拡幅、駅前広場、バスベ이의整備等関係者に働きかける	○	○交差点における事故削減効果の高い交差点改良、立体交差等の交通安全・渋滞対策、近年の自然災害等を踏まえ道路等の防災対策の強化、電柱の地下埋設等の車線拡幅、駅前広場、バスベ이의整備等関係者に働きかける(バス)	
	バス停車時に横断歩道に車体が掛かる、あるいは、直前直後に信号機のない横断歩道があるバス停の改善	○ ○	○行政、道路管理者、交通管理者、事業者の連携で改善に努める。(バス) ○バス停車時に横断歩道に車体が掛かる、あるいは、直前直後に信号機のない横断歩道があるバス停等、交通安全上支障のあるバス停の改善に取り組む。(関東運輸局)	
	○環状交差点や歩車分離式信号等、重大事故抑止効果の高い交差点の拡充について関係者に働きかける	○	○道路管理者、警察、地域住民、運送事業者等による協議体に積極的に参加し、道路形状や重大事故抑止効果の高い交差点等交通規制の改良に関し、各都県警察等へ積極的に意見具申する。(法人タクシー)	
	○渋滞対策・安全対策の推進と平常時・災害時を問わない安定的な輸送の確保のため、重要物流道路の機能強化と追加指定、ミッシングリンクの解消、高速道路の4車線化の推進等道路ネットワークの整備促進と併せ、交差点における対歩行者等との事故防止効果が高いとされる歩車分離式交差点の拡充について、関係者に働きかける	○	○東京国道事務所東京都移動性向上委員会に参画し、渋滞交差点の解消に努める他、道路利用者会議に対し渋滞交差点の解消、SA・PAや道の駐車場の拡張を要望。全ト協に対し、重要物流道路の機能強化と追加指定、ミッシングリンクの解消等の要望活動を実施。	